

いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健康な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめの問題は、個人の問題ではなく、学校が一丸となって取り組むことを基本として、家庭、地域、及び関係機関などと協力しながら、社会総がかりで対峙する問題です。そのためにも、生徒の皆さんに、いじめを絶対に許さないという意識と態度を持ってもらうことも大切だと考えています。

いじめの定義

- ・ いじめは、友達の心や体を傷つけることです。
- ・ インターネットを使ってすることも含まれます。
- ・ いじめられた人は心や体が苦しくなります。
- ・ いじめた側にそのつもりがなくても、された人がいじめられたと感じれば、いじめとみなされる場合があります。

【いじめ防止対策推進法 第2条1項】「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

いじめの未然防止

教職員が取り組むこと

- (1) 学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する。
- (2) 生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (3) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (4) わかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- (6) より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止められるよう、保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図る。
- (7) 定期的な研修、アンケートの実施、対策基本方針の見直しを行う。

生徒を培う力

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられた存在であることを理解する。
- (2) 違いや多様性を認め、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (3) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (4) 望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (5) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等とおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）によるいじめ対策委員会を組織しています。アンケートの結果や教職員・保護者・地域からの情報を得て、いじめの兆候に気づいたときは、緊急開催し、教職員が、速やかに予防的介入を行います。

いじめの早期発見

いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行っています。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査(Classi)
年4回（6月、9月、11月、2月）
 - (2) 保護者を対象としたアンケート調査(Classi)
年2回（7月、12月）
 - (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査
年3回（5月、8月、10月）
- ※何か心配なことがある場合は、これらの時期以外でも、担任やその他の先生にいつでもご相談ください。

相談窓口の紹介

ひとりで悩まず、信頼できる大人に相談してください。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
 - スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭・教育相談コーディネーター
 - 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
 - インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署
- ※24時間子どもSOSダイヤル・・・0120-0-78310
(24時間通話無料)
- ※ふれあい電話・・・0198-27-2331
(県立総合教育センター)

教職員の対応

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がある行為です。いじめを大人に打ちあけることによって、いじめがエスカレートすることがないように、細心の注意を払います。

いじめ対応

- (1) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたります。
- (2) いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (3) 複数の教職員で見守りを行い、いじめられた生徒の安全を確保します。また、必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとります。
- (4) いじめを受けた生徒、また、いじめを行った生徒、見ていた生徒が、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行います。
- (5) いじめを受けた生徒に、学校の対応から3か月後を目途に再度面談を行い、いじめが解消されているか確認をします。

ネットいじめへの対応

- (1) インターネットを通じたいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、当該教育委員会と連携し、法務局やプロバイダなどに情報の削除を求めます。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求めます。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、各家庭のご協力をお願いします。

重大事態への対応

生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合は、重大事態として対処します。設置者(岩手県教育委員会)と連携を図り、ケースに応じて適切な専門家を加えるなどして解決に向け、学校をあげて取り組みます。